

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目8番20号

氏名 株式会社 日本医療環境サービス 代表取締役 北村 洋輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市長 鈴木 史朗

許可の年月日 令和 6年 5月31日

許可の有効年月日 令和13年 5月30日



1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上3種類については自動車等破砕物を除く。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上13種類 (積替え、保管行為を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 5月31日	新規許可
平成19年11月20日	変更届出 (住所変更)
平成20年12月24日	変更許可 (積替え、保管行為の追加)
平成22年 5月31日	更新許可
平成26年 3月13日	優良基準適合確認
平成27年 3月 9日	変更届出 (住所表示変更)
平成28年 1月21日	変更届出 (積替え保管量の変更)
平成28年 2月22日	変更許可 (種類の追加等)
平成29年 5月31日	更新許可 (優良認定)
平成29年10月27日	変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物明記)
平成31年 4月26日	変更届出 (代表者等の変更)
令和 2年11月16日	変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物表記変更)
令和 4年 7月25日	変更届出 (代表者等の変更)
令和 6年 5月31日	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 有・無  
(積替え保管を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市京泊2丁目8番40号		面積 (㎡)	22.64
産業廃棄物の種類	保管上限 (m <sup>3</sup> )	最大積上げ高さ (m)	保管方法	備考
燃え殻	1.077	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
汚泥	0.8	—	屋内・容器	
廃油	0.8	—	屋内・容器	
廃酸	0.8	—	屋内・容器	
廃アルカリ	0.8	—	屋内・容器	
廃プラスチック類	28	—	屋内・容器	
紙くず	1.077	—	屋内・容器	
木くず	1.077	—	屋内	
繊維くず	1.077	—	屋内	
動植物性残さ	0.864	—	屋内・容器	
ゴムくず	1.077	—	屋内・容器	
金属くず	1.077	—	屋内・容器	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.077	—	屋内・容器	
水銀使用製品産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリの廃薬品に限る。)	1.077	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
水銀使用製品産業廃棄物 (金属くず、汚泥の混合廃棄物に限る。)				
水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物に限る。)				

以下、余白。